

越前町コミュニティバス利用促進会議設置要綱

平成18年7月5日

訓令第11号

(設置)

第1条 越前町コミュニティバスの利用促進と円滑な運営に関し、必要な事項を検討するため、越前町コミュニティバス利用促進会議(以下「促進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 促進会議は、越前町コミュニティバスに係る次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 越前町コミュニティバスの利用促進施策について
- (2) 越前町コミュニティバスの円滑な運営施策について
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 促進会議は、委員20人以内をもって組織し、委員は、職員のうちから町長が指名する。

2 委員の任期は、2年間とする。ただし再任を妨げないものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 促進会議に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから互選によって定める。

- 2 委員長は、会議を代表し、会務を総理し、促進会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 促進会議は、必要に応じ委員長が招集する。

2 促進会議は、必要に応じて関係者等の会議への出席を求めることができる。

(委任)

第6条 この訓令に定めるもののほか、促進会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年7月5日から施行する。